四　鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH五N一又はH七N九であるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ（H五N一・H七N九）」という。）

第五条第九号中「鳥インフルエンザ（H五N一・H七N九）」を「鳥インフルエンザ（H五N一・H七N九）」に改め、同条に次の一号を加える。

十一　中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）ヒトコブラクダ（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第十四条第二項」の下に「、第十四条の二第二項」を加える。

一　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第二十六条第一項第一号

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十一条第十五号

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定及び第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条から附則第五条までの規定　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（次号において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二　第二条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第二条の前に一条を加える改正規定　改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の日前に行われた措置に係る鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条（第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用又は同項において準用する同法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

（中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に行われた措置に係る中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、同令第三条において準用する同法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は同令第三条において準用する同法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第百二十九号）の項及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）の項を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十八条、第四十条第一項及び第四十条の七において準用する同法第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「、その店舗の所在地が」を「その店舗の所在地が、高度管理医療機器等（法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等をいう。以下同じ。）の販売業又は貸与業にあってはそれぞれ」に改め、「（法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十九条第二項中「薬局又は医薬品」を「医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この項において同じ。）の販売業（店舗販売業を除く。以下この項において同じ。）又は再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この項において同じ。）に、「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を「都道府県知事」に、「薬局又は店舗」を「医薬品の販売業又は再生医療等製品の販売業の営業所」に、「都道府県知事」を「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」に改める。

第八十三条中「、その店舗の所在地が」を「その店舗の所在地が、高度管理医療機器等（法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等をいう。以下同じ。）の販売業又は貸与業にあってはその営業所の所在地が、それぞれ」に、「。）」とあるのは「都道府県知事」を「。）は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等」とあるのは「都道府県知事は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等（法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等をいう。以下同じ。）」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中ヨをレとし、ヲからカまでをカからタまでとし、同号ル中「殺菌した」の下に「発酵乳及び」を加え、同号中ルをヲとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　発酵乳又は乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものにあっては、その旨

第三条二項第三号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、同号ト中「ト」を「チ」に改め、同号中トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であって、容器包装に入れた後、加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱するものにあっては、加熱殺菌した旨又は加熱する旨

第三条第二項第四号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものにあっては、その旨